

議案才五三号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例（昭和三十二年三朝町条例才一一号）の一部を
別紙のように改正する

昭和四十二年六月二十七日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年六月露七日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十三年三朝町条例第一一号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

第十九条 納税者又は特別徴収義務者は、第四十条、第四十六条、第四十六條、第四十六條の二若しくは第四十六條の五（第五十三條の七の二において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）第四十八條第一項（法第三百二十一条の八第三項の申告書に係る部分を除く。）第五十三條の七第六十七條第八十三條第二項、第九十四條第二項、第一百條第三項、第一百五條、第一百十三條、第二百二十二條第三項、第二百二十三條又は第三百三十五條第三項に規定する納期限後にその税金を納付し又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときはその延長された納期限とする。以下第一号及び第二号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ当該金額百円について、町又は消費税にあっては一日二銭、その他の税にあっては一日四銭（次の各号に掲げる税額の二分

に於て当該各号に掲げる期間については一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し又は納付書によつて納入しなければならない。

一 第四十条第四十六条第四十六条の二若しくは第四十六條の五第五十三條の七第六十七條第八十三條第二項第一百條第三項第一百五條第一百十三條第一百二十二條第三項第二百十三條又は第二百三十五條第三項の納期限後に納付し又は納入する税額当該納期限の翌日から一月を経過する日まで
の期間

二 第四十八條第一項の申告書（法第三百二十一条の八第一項第二又は第六項の規定による申告書に限る。）に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間。

三 第四十八條第一項の申告書（法第三百二十一条の八第三項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日

までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 法第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第二十三条第一項第四号中「除く」の下に「第三十一条第二項及び第四十五条第一項において同じ」を加える。

第二十四条第一項第三号中「三十四万円」を「三十六万円」に改め、同条第二項を削り同条第三項を同条第二項とする。

~~第三十一条~~ 条を次のように改める。

(均等割の税率)

第三十一条 第二十三条第一項第一号又は第二号の者に対して課する均等割の税率は年額二百円とする。

又 第二十三条第一項第三号又は第四号の者に対して課する均等割の税率は次の各号に掲げる法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において同じ。）

の区分に依じ、当該各号に提げる額とする。

一 資本の金額又は出資金額が十万円をこえる法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公同法人及び同条第六号の公益法人等）均等のみを課されるものを除く。）及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社年額七千円

二 前号に掲げる法人以外の法人等年額四千円

三 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第三百十二條第三項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号の期間中において事務所、事業所、

又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従って計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第三十三條第二項中「それぞれ所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

第三十四條第二項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。
第三十六條の二第一項中「若しくは前年分の所得税につき所得税法第二條第一項第三十六号の確定申告書を提出した者」及び「事業専従者控除額の控除を受けようとする者又は」を削り「若しくは」を「又は」に改める。

第三十六條の三を次のように改める。

第三十六條の三 第三十三條第一項第一号の者が前年分の所得税につき、所得税法第二條第一項第三十六号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2. 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち法第三十七條の二第一項各号に掲げる事項に相当するものは、前条第一項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

第三十六條の四第一項中「若しくは第三十六條の三」を削る。

第四十三條第一項中「第三十六條の三の規定による申告があつた場合又は」を削り「若しくは政府」を「又は政府」に改め、同條第二項中「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までに改める。

第四十六條の次に次の四條を加える。

（特別徴収税額の納期の特例）

第四十六條の二 第四十五條第一項の特別徴収義務者はその事務所事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。

以下本條次條及び第四十六條の四において「事務所等」という。）につき、町長の承認を受けた場合には六月から十月まで及び十一月から翌年三月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受け

た日の属する期間についてはその日の属する月から当該期間の最終日までの期間に当該事務所等において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに納入することができる。

（納期の特例に關する承認の申請）

第四十六条の三 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

（納期の特例の要件を欠いた場合の届出）

第四十六条の四 第四十六条の二の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時十人未満でなくなつた場合には遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。この場合において

その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認はその効力を失うものとする。

(承認の取消し等があつた場合の納期の特例)

第四十六條の五第四十六條の二の承認の取消し又は前條の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する第四十六條の二に規定する期間に係る第四十六條に規定する月割額のうち同日の属する月分以前の各月分に係るものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

第四十八條第一項中「第四項」を「第三項」に、「第六項及び第八項」を「及び第六項」に改め、「申告書」の下に「それぞれ同条第一項から第三項まで及び第六項の規定による納期限までに」を加え同条第三項中「申告」を「申告書」に改め、「第十九條の規定にかかわらず」を削り、「第二項の納期限」の下に「(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)」を加え「(法人税に係る延滞税の額の計

算の基礎となる期間から控除された期間があるときは当該控除された期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間及び同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告をした日までの期間を除く。を削り、「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を「申告書を提出した日（申告書がその提出期限前に提出された場合には当該提出期限）までの期日又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第四項を次のように改める。

父 前項の場合において、法人等が法第三百二十一条の八第一項第二項又は第六項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行爲により町民税を免れた法人等が法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第五十條第二項中「（法第三百三十一條の十一第一項の規定による更正（当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。）があつた場合において法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは当該控除された期間を除く。）」を削リ「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め同条に次の一項を加える

3 前項の場合において法第三百三十一條の十一第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が法第三百三十一條の八第一項第二項又は第六項の中告書と提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行爲により町民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第五十三條の七の次に次の一條を加える。

（特別徴収税額の納期の特例）

第五十三条の七の二から第四十六條の五までの規定は、前條の規定により同條の納入金を納入する場合に準用する。この場合において、第四十六條の二中「第四十五條第二項」とあるのは「第五十三條の六」と「給与」とあるのは「退取手当等」と、「六月から十月まで」とあるのは「四月から十月まで」と「納入」とあるのは「申告納入」と読み替へ、第四十六條の四中「第四十六條の二」とあるのは「第五十三條の七の二において準用する第四十六條の二」と読み替へ、第四十六條の五中「第四十六條の二」とあるのは「第五十三條の七の二において準用する第四十六條の二」と、「第四十六條に規定する月割額」とあるのは「第五十三條の七の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替へるものとする。

第五十三條の八中「前條」と「第五十三條の七」に改める。

第五十三條の十二第二項中「第五十三條の七」の下に「又は第五十三條の七の二において準用する第四十六條の二」を、「延長された納期限」の下に「とする。以下本項において同じ。」を加え「督促状を發する前の期向又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を「納期限までの期向又は納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七十三條第二項中「督促状を發する前の期向又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期向又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第九十条の二第二項各号列記以外の部分中「身体障害者手帳」の下に「(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳、以下本項において同じ。)」を加える。

第九十三条中「百分の十五」を「百分の十八・一」に改める。

第九十八条中「第六十七項」の下に「又は第九十七項」を加える。

第一百三条第二項中「第六十七項」の下に「又は第九十七項」を加える。

第一百条の二中「第六十七項」の下に「又は第九十七項」を加える。

附則第十三項中「法附則第八十三項又は第八十四項」を「法附則第七十五項、第八十三項、

第八十四項、第九十五項又は第九十六項」に、「法附則第八十三項若しくは第八十四項」を、

「法附則第七十五項、第八十三項、第八十四項、第九十五項若しくは第九十六項」に改める。

附則に次の二項を加える。

20 昭和四十二年中に支払うべき退払手当等で同年六月一日前払支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退払手当等につき所得税法の二部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十号)による改正後の所得税法第三十条第三項に規定する退払所得の金額の計算の例によつて算定された退払所得の金額に係る分離課税に

係る所得割の割をこえる場合には、昭和四十二年中に支払うべき退取手当等で同年六月一日以後に支払われるものに係る第五十三条の八第二項第三号の規定又は同年中に支払うべき退取手当等に係る第五十三条の十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十二年六月一日前に支払われた退取手当等に係る分離課税に係る所得割の額）の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退取所得の金額の計算の例によつて算定された退取所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

昭和四十二年六月一日より施行する。

昭和四十二年六月一日より適用する。

第二條 この条例は、昭和四十二年六月一日より施行する。ただし町税条例第九十八條及び第百十條の二の改正規定は同年七月一日から施行する。

(延滞金の算定に關する規定の適用)

第二條 改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第十九條、第四十三條第二項、第四十八條第三項、第五十條第三項及び第七十三條第三項の規定は、昭和四十二年六月一日(以下「施行日」という。)以後に納付し又は納入すべき期限が到来する町税に係る延滞金について適用し、同日前に納付し又は納入すべき期限が到来した町税に係る延滞金については、なお従前の例による。

2. 新条例第四十八條第四項及び第五十條第三項の規定は、施行日以後に納付される法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(町民税に關する規定の適用)

第三條 新条例第三十三條の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同條第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

2. 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に關する部分は、昭和四十二年分個人の町民税から適用し、昭和四十二年分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第四十六條の二（新条例第五十三條の七の二において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に徴収した納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した当該納入金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第四條 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十二年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第五條 新条例第九十條の二第三項の規定は、昭和四十二年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（町たばこ消費税に関する規定の適用）

第六條 新条例第九十三條の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月二日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該売渡した製造たばこについては、なお従前の例による。

2 日本専売公社は、昭和四十三年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新条例第九十三条に規定する税率を適用して計算した町たばこ消費税の額と当該売渡した製造たばこについて改正前の町税率条例第九十三条に規定する税率を適用して計算した町たばこ消費税の額との差額に相当する町たばこ消費税の額を、同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納付しなければならない。

3 新条例第九十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による町たばこ消費税の申告納付について準用する。

(電気ガス税に關する規定の適用)

第七条 新条例第九十八条及び第一百条の二の規定は、電気ガス税の昭和四十二年七月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)について適用し、同年六月三十日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分)については、なお従前の例による。